



マイナンバー制度

【問合先】 総務課 人事電算係 ☎65・1082

■ 社会保障・税番号個人番号制度（マイナンバー）のよくある質問

Q. 個人番号（マイナンバー）は変更できますか。

A. 個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合を除き、個人番号は一生変更されません。

Q. 個人番号はいつから使うのですか。

A. 平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の各分野で行政機関などに提出する書類に個人番号を記載することになります。例えば、所得税の確定申告の場合、平成29年2～3月に行う平成28年分の確定申告から個人番号を記載することになります。具体的にどの手続きに必要なかは、今後、広報紙などでお知らせします。

Q. 通知カードはいつ届きますか。

A. 住民票の住所（世帯主宛）へおおむね11月中に転送不要の簡易書留で送付する予定です。

Q. 通知カードが届かなかったのですが。

A. 受取人不在の場合は、郵便局で一定期間保管されますので、郵便局にお問い合わせ下さい。12月になっても届かない場合は、桂川町役場に返戻されている場合が考えられますので、住民課にお問い合わせください。

Q. 別の住所へ引っ越すのですが、通知カードはどうなるのですか。

A. 10月5日以降に転入・転居などの手続きをする場合は、前の住所に向けて通知カードが発送されます。前の住所地に受取人がいる場合は受取人からカードを受け取ってください。住民課で通知カードに新しい住所の裏書きを行います。

■ 今後のスケジュール

平成27年11月～

○通知カードの送付
通知カードに同封されている申請書で個人番号カードの申請ができます

平成28年1月～

○個人番号カードの交付開始
○社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーの使用開始

Q. 外国人の通知カードの氏名はどうなりますか。

A. 住民票に記載のある氏名が表示されます。
○氏名（アルファベット）
※住民票に登録がある氏名のとおり
○漢字名（漢字併記名）
○通称

Q. 通知カードには有効期限がありますか。

A. 通知カードには有効期限はありませんが、個人番号カードを交付する際に返納していただきます。

Q. 通知カードは何に使用しますか。

A. 役場の窓口などで、各種申請の際に個人番号を提示していただきます。運転免許証や保険証などの本人確認資料と一緒に提示してください。通知カードを忘れた場合は手続きが完了しないため、個人番号入の住民票を取っていただくか、カードを持って再度来庁していただくことになります。

Q. 転入・転居をしたら新しい通知カードをもらえますか。

A. 通知カードの裏面に引っ越し後の新しい住所を記載します。転入・転居手続きの際に、住民課へ通知カードをお持ちください。

Q. 転入・転居の手続きの際に通知カードを忘れました。

A. 通知カードの裏面に転入・転居後の新しい住所を記載する必要があるため、後日、住民課に通知カードをお持ちください。

